明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産四九）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四八）　一

○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四九一）　二

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通八八六）　四

○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務区域を変更した件（同八八七）　四

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一六四）　五

○道路に関する件（関東地方整備局二五六）　五

○都市計画に関する件（四国地方整備局九四）　五

○道路に関する件（同九五）　六

○道路に関する件（九州地方整備局一〇七）　六

○都市計画に関する件（沖縄総合事務局三九）　六

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　六

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成二十七年（フ）第一号福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示一）　一〇

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇

平成二十八年海事代理士試験の施行（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一二

会社その他

三一

省令

○農林水産省令第四十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

農林水産大臣　森山　裕

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十八号を第四十九号とし、第二十八号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　二―一〇―性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物及びその製剤

別表第三中第百二十六号を第百二十七号とし、第四十九号から第百二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九　二―一〇―性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物

附　則

この省令は、公布の日から施行する。